



「当事者意識 持って」注意喚起

で、和歌山大3年米沢悠さん(23)は「ポイントは『選択するのは自分』ということ。成人としての自覚と責任を持つようになつてほしい」と訴えた。

の監督を務めた。18歳で成人を迎えた女子高校生が、友人に「バイトより稼げる」との投資話を持ち掛けられるストーリー。学校の授業で活用してもらいつつとを想定しているが、親世代にも見てもらい「大人とは何か」を考える機会にしてほしい。

製作のきっかけは、家庭科教科書を発行する教育図書の社長と話したこと。生徒の情動に訴えるような映像教材を作りたいとの考えに共感し、増加が懸



映画監督 犬童一利さん

するコースは昨年末
見るようになつたが、
どこのか、どんな課題が
知らない人が多いと思
が起きてから分かるよ
近い。
商法をテーマにしたの
署にも加害者になり
て親しい人にも勧めてしま
と、お金も友人も失うことにな
るかもしれない。映画では、
資話を勧めた友人が学校に辛
れなくなるなど、「どうやつ
未来が失われるのか」を徹底
に描写し、知つてもらうこと
で、長編映画「カミングアウト」などの作品がある。
「18歳」は教育図書のサイトで配信し、3850円
で2ヶ月間視聴可能。

た際、「周りから危ない」という話ばかりされて大人になりたくないという子どもが増えている」と聞き、驚いた。大人に行動の責任が伴うことは確かだが、自由が得られる面も大きい。18歳は大学進学や就職をしたり、地方から出て一人暮らしを始めたり、社会との接点が増えたりするタイミング。親の同意なくローンやクレジットカードの契約も結べるようになり、できることが多くなる。自分次第で広がる可能性を楽しみつつ、トラブルに巻き込まれるリスクがあることも頭に入れておいてほしい。

改正民法来月施行 成人年齢18歳に引き下げ

成人年齢を18歳に引き下げる改正民法が4月に施行される。国家資格の取得や性別変更など、日常生活のさまざまな場面に変化をもたらす中、焦点となるのが消費者契約だ。保護者の同意が必要

なくなり、自分自身の判断のみで契約が可能となる一方、トラブルや被害に巻き込まれる懸念があり、未然にどう防ぐかが課題となる。

- クレジットカードや携帯電話の契約
- 結婚は男女ともに18歳以上
- 10年有効パスポートの取得
- 公認会計士など国家資格の取得
- 性別変更の申し立て
- 裁判員に選ばれる対象

ローンや携帯電話に、クレジットカードで成り。成人年齢が引かれると、18、19歳になるようになる契約はだ。社会の一員としての幅が広がる半面、保護者が後から契約を消せる「未成年者取扱」は対象外となり



「24歳の相談は「高額収入を得るノウハウ」などの情報商材やダイエットサプリメントの購入、美容医療サービスの契約トラブルが多く、金額も18、19歳より高額だ。政府は消費者契約法を改正し、恋愛感情を利用するデート商法や不安をあおる商法など「困惑する状況で結んだ契約」に関しては、成人でも取り消しを可能にするなど対策を強化。消費者庁も、契約やお金に関するQ&Aなどを盛り込んだ高校生向け教材「社会への扉」を作成して教育や啓発に力を入れる。

がもうかると聞いて興味を抱き、50万円で投資用教材USBとセキュリティーシステムの購入契約を結んだ。その際、販売業者から「学生ローンと消費者金融から借りたらいいよ」とアドバイスを受けて2社から借り入れ、不足分はクレジットカードの分割払いとした。

しかし、業者の説明通りには利益が出ない。すると「USBを売れば紹介料が10万円入る。営業して」と言われ、さらに業務委託契約を結んで友人を誘った。投資はもうしていないが、残債は40万円近くで「一部でも返金してほしい」と訴える。

東京都消費生活総合センターの担当者は「若年層や周囲への普及啓発だけでなく、成年を迎えたばかりの若者が悪質事業者に狙われているという実態を踏まえ、対策が必要。各関係機関と情報共有や連携を行い、被害の未然防止を図つてみたい」と話している。

3割が被害「人ごとではない」

危機感を訴えた。若者が被害に遭う理由として、大學進学に伴う環境の変化や将来への不安、先輩への憧れなど心理的な要因を指摘。東京都内の社会科教員は「相手はだましのプロだからだまされて当然。でも『私は対処法を知っているから大丈夫』と生徒が思えるようにしたい」と述べ、藤林さんは「高校生のうちから『こういうこともあるんだよ』と周知していくことが重要」と語った。全国共通の消費者ホットライン（局番なしの188）についても触れ、「もし被害に遭つても、110や119のような3桁の番号にかけるのはハードルが高い。LINE（ライン）で相談できるようにすることも必要では」と提案。すると、コーディネーターを務めた平沢慎一弁護士は「本当にリアルな苦で、参考になつた。若い人のアプリーチを考えるには、当事者に聞かないと分からぬことがある」と述べた。

消費者教育

学校や自治体模索続く

トラブルどう防ぐ

詐欺的商法 懸念

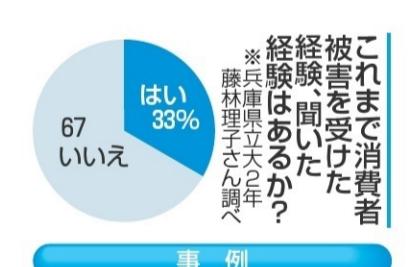
トラブル実態 学生が調査

3割が被害「人ごとではない」

Response	Percentage
はい (Yes)	33%
いいえ (No)	67%

※ 藤林理子さん調べ
兵庫県立大2年

これまで消費者被害を受けた経験はあるか？



- 友人がお金を稼ぐための情報商材を買わされたが、その後の説明がなく担当の人とも連絡が取れなくなった
 - 画像加工のアプリでバナーをクリックすると、書かれていた値段とは違う値段を請求され、支払った
 - 定期購入縛りはないと書かれていたが、複数回購入しなければ解約できない取り決めになっていた

勧誘されたことがあるが、相
は「夢のため」「自己投資」
など大義名分を掲げてくる。
からこそ「良いこと」だと信
て親しい人にも勧めてしまう
深く考えずに話に乗ってしま
と、お金も友人も失うことに
るかもしれない。映画では、
資話を勧めた友人が学校に来
れなくなるなど、「どうやつ
未来が失われるのか」を徹底
に描写し、知つてもらうこと

た際、「周りから危ない」という話ばかりされて大人になりたくないという子どもが増えてい「る」と聞き、驚いた。大人に行動の責任が伴うことは確かだが、自由が得られる面も大きい。18歳は大学進学や就職をしたり、地方から出て一人暮らしを始めたり、社会との接点が増えたりするタイミング。親の同意なくローンやクレジットカードの契約も結べるようになり、できることが多くなる。自分次第で広がる可能性を楽しみつつ、トラブルに巻き込まれるリスクがあることも頭に入れておいてほしい。